

『古文書紹介』

証文（海難事故顛末記）

林 寅 喜

（会員・佐伯市中の島）

『解説』

江戸時代の海上交通は、寛永十二年（一六三五）布告された鎖国令によって南蛮貿易は禁止となったが、上方（大坂）や江戸と結ぶ近海航路の物資輸送は盛んであった。これに就航していた帆船は室町時代から見られた千石船（積載量米千石分約一五〇トン）を始めとして、五〇〇石以上の造船まで鎖国政策によって禁止されたが、のち荷船に限り認められるようになったという。（学研・現代新百科辞典）

一方、木炭は薪と同様家庭燃料として欠かすことのない生活必需品であったからか、生産は全国各地で行われていた。当時木炭一俵当たりの重量は天城産で幕府御用炭は六、五貫（二三・四キロ）、紀州藩は五貫（一

八キロ）から六貫（二一・六キロ）、延岡藩では大坂送りは七貫（二五・二キロ）であったが四貫俵も生産しており、各藩とも不統一であったとしている。（樋口清之著・ものと人間の文化史・木炭より）

以上からこの時荷積みされていた木炭は、一俵当たり七貫目であったとすると、四八〇〇俵の総重量は三三、六〇〇貫、キロにして約一二二トンになる。これを積んでいた船の大きさは十九反帆、十二人乗り組みと書いてはいるが何石船か分からない。

松山市在住の熊谷正文氏から頂いた資料によれば、江戸時代の弁才船は前期と後期に分かれて規格に大分差があったが、この船の場合、実績石数と帆の反数及び乗り組み人数等から考えて八〇〇石積みではなかったかという。

さて、記録に残る文政元年（一八一八）の木炭一俵（四貫目）当たり価格は、大坂では銀三・二匁であった。そうすると七貫俵は一・七五倍になるから五・六匁となり、四八〇〇俵では二六貫八八〇目の大金となる。当時同じ大坂で白米一石が銀五四・五匁であったというから、総額では四九三石余の米価に値することになる。そう考え

ると船主にとつてこの海難事故は、大きな痛手であつたに相違ない。なお、内藤備後守は延岡藩七万石十二代政順、毛利豊前守は佐伯藩二万石、十代高翰の時である。

沈文

一、去る夜接尾反帆

日州延岡大武町

北林万兵衛船

積荷炭四千八百俵
乗組人数拾貳人乗沖船頭丈太郎

右は内藤備後守殿領内大武町北林万兵衛船

去月二日、国元出帆、当御領内荒網代浦へ

泊繋仕、同日朝風にて同所出帆、夜二入

漸々保戸嶋沖へ乗出候處、追風無之



幕末から明治にかけて活躍した北前船の模型

証文

日州延岡大武町

一、老艘拾九反帆 北林万兵衛船

積荷炭四千八百俵

乗組人数拾貳人乗沖船頭丈太郎

右は内藤備後守殿領内、大武町北林万兵衛船

当月二日、国元出帆、当御領内荒網代浦へ

泊繋仕、同日朝風にて同所出帆、夜二入

漸々保戸嶋沖へ乗出候處、追風無之

此記仕内雨模様、雨相成、同十一日及暁方候頃

俄天西風吹掛、殊二波荒の場所故、不及力

本船横二被吹倒、助命も無覚束

御座候二付、大切の往来(手形)も其儘致、身素柄にて

乗組人数傳間二乗移り、保戸島え罷越

御庄屋方え相断候處、早速宿など御申付

御介抱被成下候上、漁船御差出加子(水夫)の者言人

御差添被下、加子(水夫)式人は同嶋え残し置

跡(後)九人は傳間二乗組、難船の場所え

心配仕候内、雨模様二相成、同十一日及暁方候頃

俄二大西風吹掛、殊二波荒の場所故、不及力

本船横二被吹倒、助命も無覚束

御座候二付、大切の往来(手形)も其儘致、身素柄にて

乗組人数傳間二乗移り、保戸島え罷越

御庄屋方え相断候處、早速宿など御申付

御介抱被成下候上、漁船御差出加子(水夫)の者言人

御差添被下、加子(水夫)式人は同嶋え残し置

跡(後)九人は傳間二乗組、難船の場所え

中津浦より下り候に、宿元へ引込申候に
 大嶋沖へ流出候に、類船身掛漕綱ヲ付
 同嶋の内先ノ瀬沖迄、漕立罷越候趣ヲ
 見受候に、直様乗掛ケ右加子（水夫）のもの共
 類船之無別条為乗移候處、夜二入追々
 風波強ク、保戸嶋漁船は風ニ吹離され候哉
 右本船は乍水船、類船帆船にて米水津浦の内
 小浦へ漕込、御役元へ右の段御断申候處
 宿など御申付御介抱二預り、然ル處、難船の時分
 往來所持不仕候二付、何卒取上申度小浦よりも

御差出被下候處、最早引込にて難船は
 大嶋沖へ流出候ヲ、類船身掛漕綱ヲ付
 同嶋の内先ノ瀬沖迄、漕立罷越候趣ヲ
 見受候二付、直様乗掛ケ右加子（水夫）のもの共
 類船之無別条為乗移候處、夜二入追々
 風波強ク、保戸嶋漁船は風ニ吹離され候哉
 右本船は乍水船、類船帆船にて米水津浦の内
 小浦へ漕込、御役元へ右の段御断申候處
 宿など御申付御介抱二預り、然ル處、難船の時分
 往來所持不仕候二付、何卒取上申度小浦よりも

尋船差出、段々吟味仕候処、本船戸棚の内
 掛硯の引出二有之候二付、取上申候て汐汲干
 本船見分(検分)仕候處、痛一向無御座候二付
 国元え乗帰申度、尤、積荷物は不残流失
 船諸道具過半流失仕候二付、尋船御差出
 可被下の處、遠沖荒灘の儀故、何方え
 流出候哉、吟味方行届兼可申候間、尋船
 の儀は御用捨(容赦)被下候様、達(強)て御断申上候処
 御聞届被下、忝奉存奉候、勿論流失の品
 未相分不申候得ば、以來何方え流上り候共

尋船差出、段々吟味仕候処、本船戸棚の内

掛硯の引出二有之候二付、取上申候て汐汲干

本船見分(検分)仕候處、痛一向無御座候二付

国元え乗帰申度、尤、積荷物は不残流失

船諸道具過半流失仕候二付、尋船御差出

可被下の處、遠沖荒灘の儀故、何方え

流出候哉、吟味方行届兼可申候間、尋船

の儀は御用捨(容赦)被下候様、達(強)て御断申上候処

御聞届被下、忝奉存奉候、勿論流失の品

未相分不申候得ば、以來何方え流上り候共

聊吉舟方より御難題申問敷候、然ル上は

乗組人数無別条、殊二自分船自分

荷物二候得ば、何方え何の差支無

御座候間、何卒御城下御役筋え

御達の儀は、幾重二も御用捨(容赦)御内濟

被下候様、御願申上候処、御許容被下

右難船無相違段、一札御差出被下

重々忝、仕合奉存候

取揚荷物左の通

聊いささか(一)各様方え掛御難題申問敷候、然ル上は

乗組人数無別条、殊二自分船自分

荷物二候得ば、何方え何の差支無

御座候間、何卒御城下御役筋え

御達の儀は、幾重二も御用捨(容赦)御内濟

被下候様、御願申上候処、御許容被下

右難船無相違段、一札御差出被下

重々忝、仕合奉存候

取揚荷物左の通

一 帆柱 壹本

一 梶 一棹

一 帆桁 壹本

一 苧綱 三房 苧||麻の一種

一 細網 壹房

一 金碇 四頭

右の荷物各様方御立會、御改御引渡

被下、^{くだされ} 槌(碇)ニ受取船積仕候處、相違無御座候

一 御公儀御法度の唐物、拔荷(密輸品)其外紛敷

荷物、少も船積不仕候、則(即)別紙證文差出

申候

前條の通、難船少も相違無御座候
此一件二付、以来何国より如何様の儀出来
仕候共、各様方え聊いささか(些)掛御難題申問舖候
依て、後日のため證文如くだんのことし件

由友佐屋敷領内

内藤備後守殿領内

日州延岡大武町北林万兵衛船

文政元庚午十月

日列延岡大武町北林万兵衛船
行書
大正帝

沖船頭 丈太郎

毛利豊前守様御領内

毛利豊前守様御領内

豊後国海部郡

豊後国海部郡

文政元庚午十月

米水津浦組大庄屋

御手洗与兵衛殿

小浦御庄屋

治兵衛殿

同船宿
傳兵衛殿

り、お嘉右衛門

保戸嶋御庄屋

江藤数右衛門殿

同御地目付

善右衛門殿

同船宿

平左衛門殿

浦代

米水津浦組大庄屋

御手洗与兵衛殿

小浦御庄屋

治兵衛殿

同御地目付

傳兵衛殿

同船宿

嘉兵衛殿

保戸嶋御庄屋

江藤数右衛門殿

同御地目付

善右衛門殿

同船宿

平左衛門殿

この古文書は高宮昭夫氏（会員・米水津村浦代）から提供されたものです。